

## 神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部支部会費計算規則

### (途中入会の支部会費の計算)

第1条 会員が、期中に入会した場合、支部会費を本規則の規定に則り計算する。

### (計算方法)

第2条 期中に入会した会員の支部会費の計算は、入会となった月を含め、年度末までの会費を月割額により計算する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。